

報告第10号

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年9月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

平成27年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

比率の区分	本市の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.07
連結実質赤字比率	—	18.07
実質公債費比率	4.4	25
将来負担比率	67.6	350

備考：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」